

別表第1（第8条関係）

小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業に係る委託料

世帯所得	利用 時間数	委託料 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	1時間以上	5,601円×利用時間数
世帯所得割額課税 28万円未満	1～8時間	5,601円×利用時間数
	9時間	50,409円
	10時間以上	50,409円に10時間以降利用分 1時間当たり5,601円を加算
世帯所得割額 28万円以上	1～66時間	5,601円×利用時間数
	67時間	375,267円
	68時間以上	375,267円に68時間以降利用分 1時間当たり5,601円を加算

※利用時間に30分未満の時間があるときは、これを切り捨てとする。

※利用時間数は、月毎に算定する。

別表第2（第10条関係）

利用者負担額

世帯所得	利用 時間数	利用者負担額
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	1時間以上	0円
世帯所得割額課税 28万円未満	1～8時間	560円×利用時間数
	9時間以上	4,600円
世帯所得割額 28万円以上	1～66時間	560円×利用時間数
	67時間以上	37,200円

※利用時間に30分未満の時間があるときは、これを切り捨てる。

※利用者負担額には、交通費等実費は含まない。

※利用時間数は、月毎に算定する。